

傷害総合保険（団体契約）にご加入の皆様へ 重要事項説明書

※加入依頼書（申込書）への署名または記名・押印は、この書面の受領印を兼ねています。
※この保険の名称につきましては、パンフレット等をご確認ください。

この書面では、傷害総合保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）を記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。なお、この保険はケガの治療や死亡等を補償する保険です。ご意向に合致していることを確認したうえで、お申し込みくださいますようお願いいたします。

ご契約の内容は、ご契約者である団体にお渡ししております普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくはパンフレット等をご参照ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または朝日火災までお問い合わせください。

また、ご加入者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

I 契約概要のご説明

保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項を記載したものです。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 団体契約の仕組み

団体契約は、株式会社サイクリックをご契約者とし、その構成員等を保険の対象となる方（以下「被保険者」といいます。）とする保険契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者である団体が有します。

保険料につきましては、株式会社サイクリック（ご契約者）が各被保険者からのご負担額をとりまとめ、株式会社サイクリック（ご契約者）から一括してお支払いいただくこととなります。

(2) 商品の仕組み

「急激かつ偶然な外来の事故」により、被保険者がケガをされた場合に保険金をお支払いします。被保険者の範囲や、保険金が支払われる事故の種類によって契約タイプをお選びいただくことができます。

契約タイプ	被保険者（保険の対象となる方）			保険金が支払われる事故		付帯する特約*3
	本人*1	配偶者	その他のご家族	交通事故*2	左記以外の事故	
エコノミー	○	×	×	○	×	交通事故傷害危険のみ補償特約
スタンダード	○	×	×	○	×	交通事故傷害危険のみ補償特約
プレミアム	○	×	×	○	○	就業中の危険補償対象外特約

*1 C J プラス会員ご本人をいいます。

*2 交通乗用具（自動車、自転車、原動機付自転車、電車、航空機、船舶等をいいます。）との衝突・接触等の事故、交通乗用具搭乗中の事故および交通乗用具の火災等によるケガに限定した内容です。

*3 全ての契約プランに「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」（テロ行為を補償の対象とする特約）が自動セットされます。

(3) 補償内容

① 保険金をお支払いする主な場合

パンフレット等の「保険金をお支払いする場合」等をご参照ください。

② お支払いする主な保険金

パンフレット等の「お支払いする主な保険金」等をご参照ください。

③ 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット等の「保険金をお支払いできない主な場合」等をご参照ください。

(4) 主な特約の概要

特約には自動セット特約と任意セット特約の2種類があります。

① 自動セット特約

（ご加入時のお申し出にかかわらず、自動的にセットされる特約）

ア. 「個人賠償責任危険補償特約」がセットされる契約には、「賠償事故解決に関する特約」および「ゴルフ・カートによる賠償責任補償特約（個人賠償責任補償特約用）」が自動セットされます。

イ.

（2）の自動セット特約および上記アのほかに、この保険にセットされる特約につきましては、パンフレット等をご参照ください。

② 任意セット特約

（ご加入時にお申し出があり、朝日火災が引き受ける場合にセットされる特約）

この保険では、あらかじめ定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなりますので、任意セット特約はありません。

(5) 保険期間（保険のご契約期間）

この保険のご契約期間は1年間です。なお、保険期間の途中でご加入される場合の補償期間は、ご加入日^(注)から保険期間終了日までとなります。（注）ご加入日については、その団体におけるとりまとめ日（締切日）後の所定の日となりますので、パンフレット等にてご確認ください。

(6) 引受条件（ご契約金額等）

この保険での引受条件（ご契約金額等）はあらかじめ定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

2. 保険料および保険料の払込方法

保険料はご加入いただくご契約タイプ等によって決定されます。保険料・払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

4. 脱退時の返れい金の有無

団体契約から脱退される場合は、取扱代理店または朝日火災へご連絡ください。なお、脱退に際しては、既に経過した保険期間に対する保険料と既に払い込みいただいた保険料に応じて、保険料を返還または請求させていただきます場合があります。詳しくは取扱代理店または朝日火災までお問い合わせください。

II 注意喚起情報のご説明

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください
いただきたい事項を記載したものです。

1. クーリングオフ（契約申込みの撤回等）

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除を行うことができますが、本団体契約の保険期間は1年のため、クーリングオフの対象となりません。ご加入の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務

- ① ご契約者および被保険者には「告知義務」があり、取扱代理店には「告知受領権」があります。告知義務とは、ご加入時に「告知事項」について、事実を正確にお知らせいただく義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として朝日火災が告知を求めるもので、加入依頼書（申込書）等に記載された内容のうち、★印が付いている項目のことです。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入依頼書（申込書）等の記載内容を必ずご確認ください。

■ 告知事項

- ・ 被保険者ご本人の生年月日
- ・ 被保険者ご本人の職業・職務
- ・ 他の保険契約等^(注)がある場合には、その内容

(注)「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- ② 死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご契約された場合、保険契約は無効となります。

(2) 通知義務

ご契約後、次の内容に該当する変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または朝日火災にご通知ください。ご通知がない場合、保険金を減額してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

- ・ ご加入後に被保険者ご本人の職業・職務に変更が生じた場合

なお、下記の職業に該当した場合は、ご契約をお引受けすることができません。下記の職業に変更となる場合には、朝日火災からご案内するご契約内容に変更いただいたり、ご契約を解除させていただくことがあります。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高い職業

その他、通知義務ではありませんが、ご加入者の住所を変更した場合にも取扱代理店または朝日火災にご連絡ください。

3. 保険期間および補償の開始・終了時期

この保険の保険期間は、パンフレット等をご確認ください。なお、実際にご契約する保険期間については、加入依頼書（申込書）の「保険期間」欄をご確認ください。

- 補償の開始：原則として、保険期間の初日の午後4時（これと異なる時刻が加入依頼書（申込書）に記載されている場合は、その時刻）
- 補償の終了：満期日の午後4時

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

パンフレット等の「保険金をお支払いできない主な場合」等をご参照ください。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされるため、テロ行為によるケガは補償の対象となります。

5. 脱退時の返れい金

団体契約から脱退される場合は、取扱代理店または朝日火災までご連絡ください。なお、脱退に際しては、既に経過した保険期間に対する保険料と既に払い込みいただいた保険料に応じて、保険料を返還または請求させていただきます。なお、返還される保険料があっても、多くの場合は払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となりますので、ご契約はぜひ継続されることをご検討ください。

6. 被保険者からの解除

被保険者からのお申し出によりその被保険者に係るご契約を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、取扱代理店または朝日火災までお問い合わせください。本内容につきましては、被保険者となるご家族等の皆様にご説明ください。

7. 取扱代理店の権限

取扱代理店は、朝日火災との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付およびご契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約は、朝日火災と直接ご契約されたものとなります。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時に契約した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

引受保険会社が経営破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、引受保険会社が経営破綻した場合には、次のとおり補償されます。

- ① 保険期間が1年以内の場合には、保険金、解約返れい金等の80%（ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故による保険金は100%）までが補償されます。
- ② 保険期間が1年を超える場合には、保険金、解約返れい金等の90%までが補償されます。主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されている契約については、90%を下回ることがあります。

9. 個人情報の取扱い

- (1) この保険契約に関するお客様の情報を、適切な契約のお引受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供のほか、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用いたします。

- ① 朝日火災の商品の販売・サービスの提供、保険契約の管理
- ② 朝日火災の提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内

- (2) 朝日火災は、「個人情報の保護に関する法律」その他法令等で認められた範囲内で、この保険契約に関するお客様の情報を第三者に提供することがあります。

- (3) 次の①から④までの取扱いに限定して、朝日火災はこの保険契約に関するお客様の情報を第三者および業務委託先に提供することがありますので、ご同意のうえお申し込みください。なお、ご同意いただけない場合は、この保険契約をお引き受けすることはできません。

- ① 前記(1)において、朝日火災の提携先企業への提供
- ② 再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、再保険会社への提供
- ③ 保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、次に掲げるとおり損害保険会社等との確認・共有

- ・ この保険契約に関する事項について一般社団法人日本損害保険協会に登録し、損害保険会社等との間で共有いたします。

- ・ 事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社等との間で確認いたします。

※ 詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp/>) をご覧ください。

- ④ 利用目的の達成に必要な範囲内において、朝日火災の代理店を含む業務委託先への提供

- (4) 朝日火災の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス等につきましては、朝日火災ホームページ (<http://www.asahikasai.co.jp/>) をご覧ください。

10. 補償の重複に関するご注意

この保険のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（ご加入いただく傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や朝日火災以外の保険契約を含みます。）が他にある場合には、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただいたうえで、ご加入ください。^(注)

(注) 1 契約のみに補償をセットした場合、ご契約を解約した時や、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になった時などは、補償がなくなることがあります。ご注意ください。

■補償が重複する可能性のある補償内容

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約例
個人賠償責任危険補償特約	自動車保険、火災保険、傷害保険等の個人賠償責任危険補償特約
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	ゴルファー保険等

その他ご留意いただきたいこと

1. 重大事由による解除

この保険では、次のいずれかに該当する事由等がある場合には、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。

- ① ご契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的で事故を起こした場合
- ② 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
- ③ ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
など

2. ご加入時・ご加入後にご留意いただきたいこと

(1) 保険契約の無効について

ご加入の際、次の事実がある場合は、加入は無効となりますのでご注意ください。

- ① ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② ご契約者以外の方を被保険者とする保険契約について、法定相続人以外の方を死亡保険金受取人に定める場合にその被保険者の同意を得なかったとき

(2) 職業や年齢によりお引受けできない場合

被保険者ご本人の職業または年齢（満 15 才未満・満 70 才以上）により、新規・更改契約のお引受けができない場合または保険金額を制限したお引受けとなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

3. ご契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降の更新のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。

4. 事故が起きた場合

(1) 事故の通知

この保険で補償される事故が生じた場合には、すみやかに朝日火災あんしんダイヤル（0120-120-555）または取扱代理店に事故の内容および保険証券番号等をご連絡ください。事故発生日から 30 日以内にご連絡がないと、保険金をお支払いできないことがありますので特にご注意ください。

(2) 朝日火災にご相談いただきたいこと

賠償責任を補償する特約をご契約の場合、法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に朝日火災へご相談ください。なお、あらかじめ朝日火災の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

個人賠償責任危険補償特約をセットした場合、日本国内において発生した同特約のお支払い対象となる事故については、朝日火災が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合には示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ① 被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ② 被保険者が正当な理由なく朝日火災への協力を拒んだ場合
- ③ 損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
受託品賠償責任補償特約、使用者賠償責任補償特約の対象となる事

故については、示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、朝日火災にご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

(3) 保険金の請求

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、【別表】に記載された書類をご提出いただく場合があります。なお、保険金請求権については時効（3年）がありますので、ご注意ください。

(4) 代理請求人制度

この保険には、高度障害状態等の事情により被保険者が保険金を請求できない場合で、かつ、保険金のお支払いを受けるその被保険者の代理人がいないときに、その被保険者と同居する配偶者の方等がその事情を示す書類をもってその旨を朝日火災に申し出て、朝日火災の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができる代理請求人制度があります。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していることおよび加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただけますようお願いいたします。

5. 共同保険

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

朝日火災への保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

お客様相談センター



0120-115-603

- 受付時間：平日午前9時～午後5時（年末年始は除きます。）
- 携帯電話・PHSからもご利用になれます。

朝日火災との間で問題を解決できない場合には

(指定紛争解決機関)

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

朝日火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。朝日火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。



0570-022808 (有料)

ナビダイヤル
【全国共通】

- 受付時間：平日午前9時15分～午後5時
(土日・祝日および12/30～1/4は除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<http://www.sonpo.or.jp/>

事故の受付は

「朝日火災あんしんダイヤル」または「取扱代理店」へ
朝日火災あんしんダイヤル



0120-120-555

- 受付時間：24時間・365日
- 携帯電話・PHSからもご利用になれます。

【別表】保険金のご請求にあたって、ご提出いただく場合がある書類

ご提出いただく書類	書類の例
①事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類	交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明 など
②被保険者または保険の対象であることを確認するための書類	住民票、戸籍謄本、健康保険証(写) など
③傷害または疾病の程度を証明する書類	診断書、レントゲン写真、MRI・CT画像 など
④被害が生じた物の価額や修理等に要する費用を確認できる書類	購入時の領収証、被害が生じた物の写真および修理見積書 など
⑤朝日火災が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など
⑥公の機関や関係先へ調査のために必要な書類	個人情報の取扱いに関する同意書、医療機関用同意書 など

ご加入内容の確認事項
(意向確認事項)

本確認事項は、お客様が今回ご加入される保険商品がお客様のご意向に沿った内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しく加入依頼書(申込書)にご記入いただいていることを確認させていただくものです。

ご不明な点は、取扱代理店または朝日火災までお問い合わせください。

- (1) ご案内の商品は、ケガにより亡くなられた場合の遺族への補償や、ケガによる治療等に備える保険です。この商品内容がお客様のご意向に沿う場合は、ご案内をもとにご検討ください。
- (2) 加入依頼書(申込書)に正しい内容が記載されていることをご確認ください。特に以下の項目につきましては、重要な事項となります。記載内容に誤りがある場合は募集人にお申し出ください。
 - ① 被保険者(氏名・生年月日・年令・職業職務)
 - ② 過去の保険金請求歴、他の保険契約等
- (3) 以下の項目がお客様のご意向に沿っていることをご確認ください。ご意向に沿わない場合は募集人にお問い合わせください。
 - ① 契約タイプ
 - ② 被保険者の範囲
 - ③ 補償内容(保険金の種類・保険金をお支払いする場合・保険金をお支払いしない場合)
 - ④ 保険金額
 - ⑤ セットされる特約
 - ⑥ 保険期間
 - ⑦ 保険料
 - ⑧ 払込方法
- (4) 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認ください。
- (5) ご加入いただく内容が、(1)のおお客様のご意向に沿った商品内容になっていることを再度ご確認ください。
- (6) 上記(1)から(5)の各項目についてご確認いただき、お客様のご意向に沿った内容であることをご確認のうえ、ご加入ください。

※ ご案内の商品によっては、上記(2)ならびに(3)の項目に該当する欄がない場合があります。その場合は、該当欄がない項目についてのご確認は不要となります。